

掛川市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成18年掛川市告示第76号）の一部を次のように改正する。

平成28年8月30日

掛川市長 松 井 三 郎

第2の(4)及び(5)を次のように改める。

(4) この要綱において「母子世帯等」とは、次のいずれかに該当する世帯をいう。

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子が、現に園児を扶養している世帯

イ 次のいずれかに掲げる者が属する世帯

(ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

(イ) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に定める療育手帳の交付を受けた者

(ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(エ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

ウ 保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると教育委員会が認めた世帯

(5) この要綱において「被保護世帯等」とは、母子世帯等（別表の左欄に掲げる世帯のうち、保育料等を納入すべき年度における市民税が非課税となる世帯に限る。）又は生活保護法による被保護世帯のいずれかの世帯をいう。

第2に次のように加える。

- (6) この要綱において「納入額」とは、園児の保護者が納入した保育料等の金額をいう。
- (7) この要綱において「低所得世帯」とは、別表の左欄に掲げる世帯のうち、保育料等を納入すべき年度における市民税が非課税となる世帯、市民税の所得割が非課税となる世帯又は市民税の所得割課税額が34,500円以下となる世帯のいずれかの世帯（被保護世帯等を除く。）をいう。
- (8) この要綱において「特定被監護者等」とは、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。
- (9) この要綱において「基準額」とは、別表の左欄に掲げる世帯の区分に応じ同表の右欄に定める額をいう。
- (10) この要綱において「低学年児」とは、次のいずれかに該当する児童をいう。
- ア 小学校1年から3年までの学年に在籍する児童
 - イ 小学校に就学しておらず、又は特別支援学校小学部に在籍している児童のうち、6歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から9歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にあ
るもの

第3の表を次のように改める。

世帯の区分			補助額
被保護世帯等			納入額又は308,000円のいずれか少ない額
低所得世帯	2人以上の特定被監護者等を有する世帯		当該世帯に属する特定被監護者等のうち、最年長の園児については、基準額
			当該世帯に属する特定被監護者等のうち、次年長の園児については、基準額に、納入額から基準額を控除した額に2分の1を乗じて得た額を加えた額
			その他の園児については、納入額又は308,000円のいずれか少ない額
	母子世帯等（被保護世帯等を除く。）		当該世帯に属する特定被監護者等のうち、最年長の園児については、基準額に、納入額から基準額を控除した額に2分の1を乗じて得た額を加えた額
		その他の園児については、納入額又は308,000円のいずれか少ない額	
被保護世帯等及び低所得世帯以外の世帯	低学年児を有する世帯	1人の低学年児を有する世帯	最年長の園児については、基準額に、納入額から基準額を控除した額に2分の1を乗じて得た額を加えた額
			最年長以外の園児については、納入額又は308,000円のいずれか少ない額
		2人以上の低学年児を有する世帯	納入額又は308,000円のいずれか少ない額
	低学年児を有しない世帯	1人の園児を有する世帯	基準額
		2人以上の園児を有する世帯	最年長の園児については、基準額
			次年長の園児については、基準額に、納入額から基準額を控除した額に2分の1を乗じて得た額を加えた額
		その他の園児については、納入額又は308,000円のいずれか少ない額	

別表中

「	保育料等を納入すべき年度における市民税の所得割課税額が43,000円以下となる世帯	81,000円	」
---	---	---------	---

を

保育料等を納入すべき年度における市民税の所得割課税額が34,500円以下となる世帯	81,000円
保育料等を納入すべき年度における市民税の所得割課税額が34,500円を超え43,000円以下の世帯	81,000円

に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。